

# 豊橋市起業支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、豊橋市起業支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第12条の規定に基づき必要な事項を定める。

第2 要綱第4条第1項第5号の規定に該当しないものは次に掲げる者を示す

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブ

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

第3 要綱第5条第1項の規定にある補助対象経費は、起業の日の1年前から申請日までに支出したものと

する

第4 要綱第5条第1項第1号の規定にある設備及び備品とは市内に設置されるものに限る

第5 要綱第5条第2項第1号の規定にある、汎用性があるものとは次に掲げるものをいう

パソコン、車輜、オフィス家具、金庫、書籍、カメラ、リース代、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、換気機能付きではないエアコン等

第6 要綱第5条第2項第1号の規定にある市長が適当であると認めるものは、次に掲げる要件を満たすパソコン及びその付属物とする。ただし起業者は、市内に校舎を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）に在籍する学生に限る

(1) 付加価値を生産するために直接供するもの

(2) 補助事業の目的以外に使用しないと誓約されるもの

例：情報サービス業におけるプログラミング用のパソコン

第7 要綱第7条第1項第4号の規定にある「これに準ずるもの」とは、次とおりと

する。

(1) 特定創業支援等事業による支援を受けたことが分かるもの

(2) 小規模事業者持続化補助金の申請支援を受けたことが分かるもの

第8 要綱第7条第1項第7号の規定に基づく申請書とは、下表に定めるとおりと

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 ＜一般型＞公募要領	経営計画書兼補助事業計画書①（様式2-1） 補助事業計画書②（様式3-1）
令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 ＜コロナ特別対応型＞公募要領	経営計画書（様式2）
令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化 補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞公募要領	経営計画及び補助事業計画（様式1）

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。